



令和8年2月4日

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和8年2月4日付けで貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせします。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社
住 所：東京都千代田区大手町2-3-1
代表者：小池 信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（9営業所）

支局	郵便局	行政処分		支局	郵便局	行政処分	
札幌	北広島	5両 ×	34日	室蘭	苫小牧	3両 ×	20日
札幌	石狩	1両 × 7両 ×	23日 21日	室蘭	白老	1両 × 4両 ×	42日 38日
札幌	札幌西	3両 ×	20日	室蘭	門別	3両 ×	60日
函館	北斗	1両 × 6両 ×	28日 27日	室蘭	富川	2両 ×	60日
函館	久遠	1両 ×	60日				

3. 処分日

令和8年2月4日（水）

【問い合わせ先】

北海道運輸局自動車運送事業安全管理室 酒井

TEL : 011-290-2744